

海の未来を担う若者へ

奨学金制度の しおり

大海原に生きる

全日本海員組合

〒106-0032 東京都港区六本木7-15-26
TEL.03-5410-8314 FAX.03-5410-8339
<http://www.jsu.or.jp>



写真提供：(独)海技教育機構



全日本海員組合

船員職業を志す学生・生徒へ

全 日本海員組合奨学金制度は、船員職業を志す学生・生徒に奨学金を貸与する制度です。日本海運・水産産業の持続的発展、優秀な海技者の養成、資質の向上を目的としています。船員を目指す学生・生徒の皆さんが、この奨学金制度を有効に活用されることを願います。

貸与可能な学校

- 商船系大学（船員養成課程に限る、乗船実習科を含む）
- 水産系大学 専攻科（船員養成課程に限る）
- 水産系大学（船員養成課程に限る）
- 海技大学校 海上技術コース（専修）
- 海上技術学校（乗船実習科を含む）
- 海上技術短期大学校
- 国立高等専門学校および商船高等専門学校（商船学科に限る）
- 水産系高等学校 専攻科（船員養成課程に限る）
- 水産系高等学校（船員養成課程に限る）

※奨学生の定員は、各学校・学年によって異なります。
詳しくは各学校にお問い合わせください。

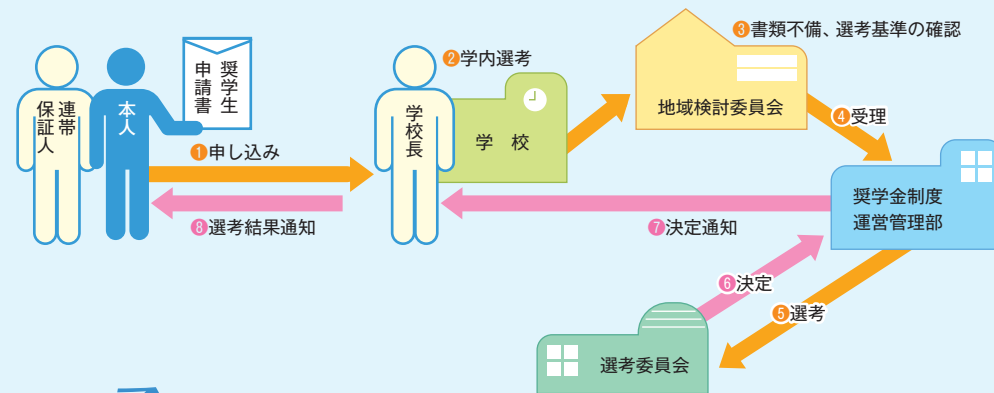
申請方法

所定の奨学生申請書・個人情報の取り扱いに関する同意書を本人と連帯保証人が記入し、学校長に提出してください。
また、学資を負担する世帯の収入が、限度額を超えていると採用できない場合がありますので、学校に確認した後、申し込みしてください。

募集期間

4月1日から5月31日

◆ 申し込み～選考結果までの流れ（略図）



大海原に生きる

貸与月額

種別1（10,000円）または
種別2（16,000円）の2種類の中から、どちらか一方を選んでください。

返還方法

奨学金の返還は、奨学生が卒業または修了後、その翌月から起算して6カ月が経過したときから返還していただくことになります。

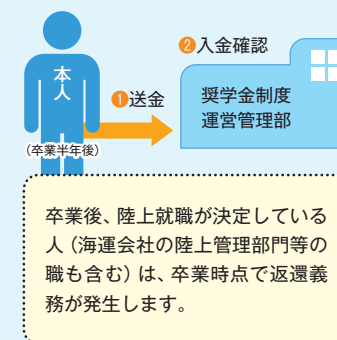
返還特別猶予

船員として海運・水産会社等に就職し、全日本海員組合に加入した場合は、納入する組合費が奨学金貸与額の返還としてみなされます。

借用証書

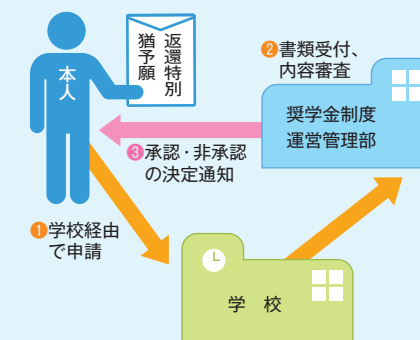
奨学生が卒業（修了）または在学中辞退もしくは退学した場合、連帯保証人及び保証人の連署により所定の借用証書を学校長を経て提出していただきます。

◆ 奨学金返還の流れ（略図）



◆ 返還特別猶予申請の流れ（略図）

※卒業後、組合員となる場合。



お問い合わせ

ご不明な点は、学校または奨学金制度運営管理部・奨学金制度地域検討委員会にお問い合わせください。

全日本海員組合 奨学金制度運営管理部

〒106-0032 東京都港区六本木7-15-26

TEL 03-5410-8314

E-mail: shougaku@jsu.jp

全日本海員組合 北海道地方支部
奨学金制度地域検討委員会

TEL 0144-33-3141

〒053-0005
北海道苫小牧市元中野町4-1-6

全日本海員組合 東北地方支部
奨学金制度地域検討委員会

TEL 0225-23-1424

〒986-0022
宮城県石巻市魚町2-4-4

全日本海員組合 関東地方支部
奨学金制度地域検討委員会

TEL 045-451-5580

〒221-0044
神奈川県横浜市神奈川区東神奈川1-9-10

全日本海員組合 関西地方支部
奨学金制度地域検討委員会

TEL 078-331-7541

〒650-0024
兵庫県神戸市中央区海岸通3-1-6

全日本海員組合 中・四国地方支部
奨学金制度地域検討委員会

TEL 082-251-7358

〒734-0004
広島県広島市南区宇品神田5-26-10

全日本海員組合 九州関門地方支部
奨学金制度地域検討委員会

TEL 093-331-3600

〒801-0841
福岡県北九州市門司区西海岸1-2-18

